

中華人民共和国民法典婚姻家族編の試訳

— 中華人民共和国婚姻法, 中華人民共和国養子縁組法からの 改正点・対照資料として

長 友 昭

キーワード：中国, 民法典, 婚姻家族編, 養子縁組, 離婚冷却期間

I はじめに

本稿は、中国における婚姻家族法の分野について、中国法における三大立法の1つとして1950年に制定され、建国最初期の民事立法の1つとして1980年と2001年に全面改正された中華人民共和国婚姻法（以下「婚姻法」とも称する）および養子縁組の分野の立法である1991年制定の中華人民共和国養子縁組法（以下「養子縁組法」とも称する）から2020年に採択されて2021年1月より施行されている中華人民共和国民法典（以下「民法典」とも称する）の婚姻家族編（以下「婚姻家族編」とも称する）においてどのような変化があったのかを検討する。

新華社によれば、2020年5月28日15時08分に、13期全国人民代表大会3次会議において、「中華人民共和国民法典」が採択された。これをもって、中国「民法典時代」の正式な到来が宣言されたと報じられている⁽¹⁾。本稿が扱う婚姻家族編については、1950年の婚姻法が制定されており、建国以来の社会主義法的色彩を残しつつも、実務的な取り組みや法改正・司法解釈などが蓄積していた。その一方で、養子法については、1991年に養子縁組法が制定されて2つの単行法によって構成されていたところ、この2つの単行法でカバーしていた部分が2020年の民法典の中に婚姻家族法として組み込まれた。学問的に見れば、中国法におけるいわゆる家族法の構成に一定の形式的な変化があったといえる。

今般、民法典としてとりまとめられた法制度の実質的な内容については、詳細な分析が必要になるが、本稿を一瞥しても明らかなように、民法典と婚姻法・養子縁組法の間には、細かな用語の整理・統一などが多く見られる一方で、制度の大きな変化よりも制度の継続性が重視されていることが見て取れる。一例として、扶養に関して従来中国法では身分関係に基づいて「扶養」、「撫養」、「贍養」の3類型が区別されてきた⁽²⁾が、民法典においてもこの区別が維持されている。このような継続性の重視という特徴は総則編など多くの部分に共通するものといえるだろう。他

方で、離婚冷静期の創設^③など、注目すべき新制度も少なからず導入されている。興味深い論点は多数あるが、上述のように、婚姻家族法の議論には既に一定の学問的蓄積があるため、ここで軽々に論じ切れるものではないと思われる。

そこで、本稿では、中国民法典^④の婚姻家庭編と婚姻法^⑤および1991年の養子縁組法^⑥とを対照して訳出し、その改正点を明らかにする。これにより、中国民法典の制定によって婚姻家族法の分野にどのような変化があったのかを示すものとして、今後、詳細な議論を展開するための基礎資料としたい。

II 中華人民共和国民法典（婚姻家族編）（2020年5月28日制定，2021年1月1日施行）および中華人民共和国婚姻法（1950年5月1日制定，1980年9月10日改正，2001年4月28日改正，2021年1月1日廃止），中華人民共和国養子縁組法（1991年12月29日制定，1998年11月4日改正，2021年1月1日廃止）等の関連法規の試訳

凡 例

- 1、 翻訳においては、原文と訳文における条文上の前段・後段等の構造上の対応関係の維持を重視して、「；」は「。」で区切らず、「，」で訳出した。
- 2、 民法典における民法通則，民法総則からの変更点等を明らかにするため、①新しい規範や文言が増加した部分については民法典にゴシック体で示した。②削除された部分については関連規定に取り消し線で示した。③法改正等にとまなう表現の変更については民法典・関連規定の対応部分に下線で示した。④民法通則，民法総則以外の他の法律，法規，司法解釈等を取り込んだ部分についてはイタリック体および当該条文を提示して示した。なお，これら①から④の区分については相対的なものであるが，主に杜月秋＝孫政編『民法典条文対照與重点解説』法律出版社，2020年，中国法制出版社編『中華人民共和国民法典 含新旧與關聯対照』中国法制出版社，2020年を参照した。
- 3、 翻訳中の〔 〕内の語は中国語の原文を示すものである。
- 4、 関連法規として示した法規の名称には，以下の「 」内のような略称を用いている。
 - ① 【民通意見】…最高人民法院「中華人民共和国民法通則」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見（試行）〔最高人民法院关于贯彻执行〈中华人民共和国民法通則〉若干问题的意见（试行）〕
 - ② 【婚姻法意見（一）】…最高人民法院「中華人民共和国婚姻法」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見（一）
 - ③ 【婚姻法意見（三）】…最高人民法院「中華人民共和国婚姻法」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見（三）
 - ④ 【夫婦債務紛争解釈】…最高人民法院夫婦債務紛争解決の若干の問題に関する解釈

中華人民共和國民法典（婚姻家族編）	中華人民共和國婚姻法…無印 中華人民共和國養子縁組法…【養子】印
<p>(2020年5月26日第11回全国人民代表大会常務委員会第12次会議にて採択)</p> <p>第5編 婚姻家族</p> <p>第1章 一般規定</p> <p>第1040条 <u>本編は婚姻家族によって生じる民事関係を規律する。</u></p> <p>第1041条 婚姻家族は国家の保護を受ける。</p> <p>②婚姻の自由、一夫一婦、男女平等の婚姻制度を実行する。</p> <p>③女性、<u>未成年者、高齢者、障害者</u>の合法的な権利と利益を保護する。</p> <p>第1042条 親が決めた婚姻、売買婚および婚姻の自由に干渉するその他の行為を禁止する。婚姻を口実として財物を求めることを禁止する。</p> <p>②重婚を禁止する。配偶者の有る者が他の者と同棲することを禁止する。</p> <p>③家庭内暴力を禁止する。家族構成員の間の虐待および遺棄を禁止する。</p> <p>第1043条 家族は、<u>優良家風を樹立し、家族美德を発揚しなければならず、家族文化〔家庭文明〕の構築を重視しなければならない。</u></p> <p>②夫婦は互いに忠実で、互いに尊重し、<u>互いに思いやらなければならず</u>、家族構成員の間では、高齢者を敬い、幼い者を慈しみ、互いに助け合い、平等で、仲睦まじく、文化的な婚姻家族関係を維持しなければならない。</p> <p>第1044条 <u>養子縁組は、養子にとって最も有利の原則が遵守されなければならない、養子と養親の合法的な権利と利益を保障しなければならない。</u></p> <p>②養子縁組の名を借りた未成年者の売買を禁止する。</p> <p>第1045条 親族には、配偶者、血縁親族、姻族が</p>	<p>(1986年4月12日、第6期全国人民代表大会第4回会議にて採択)</p> <p>第1条 <u>本法は、婚姻家族関係の基本準則である。</u></p> <p>第2条 婚姻の自由、一夫一婦、男女平等の婚姻制度を実行する。</p> <p>②女性、子どもおよび老人の合法的な権利と利益を保護する。</p> <p>③計画出産を実行する。</p> <p>第3条 親が決めた婚姻、売買婚および婚姻の自由に干渉するその他の行為を禁止する。婚姻を口実として財物を求めることを禁止する。</p> <p>②重婚を禁止する。配偶者のある者が他人と同棲することを禁止する。家庭内暴力を禁止する。家族構成員の間の虐待および遺棄を禁止する。</p> <p>第4条 夫婦は互いに忠実で、互いに尊重しなければならない、家族構成員の間では、高齢者を敬い、幼い者を慈しみ、互いに助け合い、平等で、仲睦まじく、文化的な婚姻家族関係を維持しなければならない。</p> <p>【養子】第1条 合法的な養子縁組を保護し、養子縁組当事者の権利を擁護するために、本法を制定する。</p>

含まれる。

②配偶者、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫、外孫を近親族とする。

③配偶者、父母、子および共同生活するその他の近親族を家族構成員とする。

第2章 婚姻

第1046条 婚姻は、男女双方の完全な自由意思〔自願〕によらなければならず、いずれかの一方が他の一方へ強迫することを禁止し、いかなる組織または個人も干渉することを禁止する。

第1047条 婚姻年齢は、男性は満22歳未満であってはならず、女性は満20歳未満であってはならない。

第1048条 直系血族または3代以内の傍系血族による婚姻は禁止する。

第1049条 結婚しようとする男女双方は、自ら婚姻登記機関に赴き婚姻登記を申請しなければならない。本法の規定に合致する場合は登記を行い、婚姻証を発行するものとする。婚姻登記の完了が、婚姻関係の確立である。婚姻登記を行っていないときは、登記手続を補完しなければならない。

第1050条 婚姻登記後、男女双方の約定に照らして、女が男の家族構成員となることもでき、男が女の家族構成員となることもできる。

第1051条 下に列挙する事由の1つがある場合、婚姻は無効である。

(一) 重婚

(二) 婚姻を禁止されている親族関係がある

(三) 法定の婚姻年齢に達していない

【民通意見】12. 民法通則の中に規定する近親族には、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫、外孫が含まれる。

第5条 婚姻は、男女双方の完全な自由意思〔自願〕に必ずよるものとし、いずれかの一方が他方へ強迫することまたはいかなる第三者も干渉することは許されない。

第6条 婚姻年齢は、男性は満22歳未満であってはならず、女性は満20歳未満であってはならない。婚姻と出産の年齢を遅らせることを奨励する。

第7条 下に列挙する事由の1つがある場合は、婚姻を禁止する。

(一) 直系血族および3代以内の傍系血族

(二) 医学士婚姻すべきではないと考えられている疾病を患っている。

第8条 結婚しようとする男女双方は、必ず自ら婚姻登記機関に赴き婚姻登記を行うものとする。本法の規定に合致する場合は登記を行い、婚姻証を発行するものとする。婚姻証の取得が、夫婦関係の確立である。婚姻登記を行っていないときは、登記手続を補完しなければならない。

第9条 婚姻登記後、男女双方の約定に基づいて、女が夫の家族構成員となることもでき、男が女の家族構成員となることもできる。

第10条 下に列挙する事由の1つがある場合、婚姻は無効である。

(一) 重婚の場合

(二) 婚姻を禁止されている親族関係がある場合

(三) 婚姻前に医学士婚姻すべきではないと考えられている疾病を患っており、婚姻後も治癒していない場合

第 1052 条 強迫により婚姻した場合、強迫を受けた側は、人民法院に婚姻の取消しを請求することができる。

②婚姻の取消しを請求するときは、強迫行為の終了の日から 1 年以内に提起しなければならない。

③違法に人身の自由を制限された当事者が婚姻の取消しを請求するときは、人身の自由を回復した日から 1 年以内に提起しなければならない。

第 1053 条 一方が重大な疾病を患っている場合は、婚姻登記前に他方に事実を告知しなければならない。事実を告知しなかったときは、他方は人民法院に婚姻の取消しを請求することができる。

②婚姻の取消しを請求するときは、取消事由を知ったまたは知り得べき日から 1 年以内に提起しなければならない。

第 1054 条 無効であるまたは取り消された婚姻は当初から法的拘束力を有せず、当事者は夫婦としての権利および義務を有しない。同居期間に得た財産は、当事者の協議により処理するが、協議が調わない場合は、人民法院が過失のない側へ配慮する原則に従って判決する。重婚が引き起こした無効な婚姻の財産の処理については、合法的な婚姻当事者の財産的権利利益を侵害してはならない。当事者が出産した子は、本法の親子に関する規定を適用する。

②婚姻が無効または取り消されたとき、過失のない側は損害賠償を請求する権利を有する。

第 3 章 家族関係

第 1 節 夫婦関係

第 1055 条 婚姻家族における夫婦の地位は、平等である。

第 1056 条 夫婦双方はいずれも自己の氏名を各自で使用する権利を有する。

第 1057 条 夫婦双方はいずれも生産、仕事、学習および社会活動に参加する自由を有し、一方が他的一方に対して制限または干渉してはならない。

四 法定結婚年齢に達していない場合

第 11 条 強迫により婚姻した場合、強迫された側は、婚姻登記機関または人民法院に当該婚姻の取消しを請求することができる。強迫を受けた側が婚姻の取消しを請求するときは、婚姻登記の日から 1 年以内に提起しなければならない。違法に人身の自由を制限された当事者が婚姻の取消しを請求するときは、人身の自由を回復した日から 1 年以内に提起しなければならない。

←新設

第 12 条 無効または取り消された婚姻は、当初から無効である。当事者は夫婦としての権利および義務を有しない。同居期間に得た財産は、当事者の協議により処理するが、協議が調わないときは、人民法院が過失のない側へ配慮する原則に従って判決する。重婚が引き起こした婚姻無効の財産の処理については、合法的な婚姻当事者の財産的権利利益を侵害してはならない。当事者が出産した子は、本法の親子に関連する規定を適用する。

第 13 条 家族における夫婦の地位は、平等である。

第 14 条 夫婦双方はいずれも自己の氏名を各々用いる権利を有する。

第 15 条 夫婦双方はいずれも生産、仕事、学習および社会活動に参加する自由を有し、一方が他方に対して制限や干渉してはならない。

第 1058 条 夫婦双方は未成年の子を扶養〔撫養〕、教育および保護する権利を平等に有し、未成年の子を扶養〔撫養〕、教育および保護する義務を共同で負う。

第 1059 条 夫婦は相互に扶養の義務がある。

②扶養を必要とする一方は、他の一方が扶養義務を履行しない場合に、扶養費を給付するよう請求する権利を有する。

第 1060 条 夫婦の一方が家族の日常生活の必要のために行った民事法律行為は、夫婦双方について効力を生じるが、但し、夫婦の一方が相手方と別段の約定がある場合は除く。

②夫婦の間における一方への、実施できる民事法律行為の範囲の制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第 1061 条 夫婦は相互に遺産を相続する権利を有する。

第 1062 条 夫婦が婚姻関係存続期間に得た下に列挙する財産は、夫婦の共同財産として、夫婦の共同所有となる。

(一) 賃金、賞与、労務報酬

(二) 生産、経営、投資の収益

(三) 知的財産権の収益

(四) 相続または受贈した財産だが、但し本法第 1063 条第 3 号で規定するものを除く

(五) 共同所有とするべきその他の財産

②夫婦は共有財産について、平等の処理権を有する。

第 21 条①父母は子を扶養〔撫養〕、教育する義務を有し、子は親を扶養〔贍養〕、扶助の義務を有する。

第 20 条 夫婦は互いに扶養の義務がある。

②一方が扶養義務を履行しない場合、扶養を必要とする一方は、扶養費を相手方が支払うよう請求する権利を有する。

【婚姻法解釈 (一)】第 17 条 婚姻法第 17 条の「夫婦は夫婦共同所有の財産について、平等な処理権を有する」に関する規定は、以下のように理解しなければならない。

(一) 夫または妻が夫婦共同財産上の権利を処理するにおいては平等である。日常生活の必要のために夫婦共同財産を処理する場合は、いずれの一方も均しく決定の権利を有する。

(二) 夫または妻が日常生活の必要に必要なためではなく夫婦共同財産について重要な処理の決定をするときは、夫婦双方は平等に協議し、意見の一致を得なければならない。他人がそれを夫婦双方の共同意思表示であると信じる理由があるときは、他の一方は不同意または知らなかったことを理由として善意の第三者に対抗することはできない。

第 24 条①夫婦は相互に遺産を相続する権利を有する。

第 17 条 夫婦が婚姻関係存続期間に得た下に列挙する財産は、夫婦の共同所有となる。

(一) 賃金、賞与

(二) 生産、経営の収益

(三) 知的財産権の収益

(四) 相続または贈与によって得た財産だが、但し、本法第 18 条第 3 号で規定するものを除く

(五) 共同所有とするべきその他の財産

②夫婦は、共同所有の財産について、平等の処理権を有する。

第 1063 条 下に列挙する財産は、夫婦の一方の個人財産とする。

- (一) 一方の婚前の財産
- (二) 一方が身体が障害を受けたことによって得た医療費、障害者生活補助費等の費用
- (三) 遺言や贈与契約において夫または妻の一方のみに属すると確定された財産
- 四 一方が専用する生活用品
- 五 一方に属すべきその他の財産

第 1064 条 夫婦双方が共同で署名して、または夫婦の一方が事後に追認する等の共同の意思表示によって負う債務、および夫婦の一方が婚姻関係存続期間に、個人名義で家族の日常生活の必要によって負う債務は、夫婦の共同債務に属する。

②夫婦の一方が婚姻関係存続期間に、個人名義で家族の日常生活の必要を超えて負う債務は、夫婦の共同債務に属さないが、但し、債権者が、当該債務が夫婦の共同生活、共同生産経営に用いられること、または夫婦双方の共同の意思表示に基づくものであることを証明できる場合は除く。

第 1065 条 男女双方は、婚姻関係存続期間に得た財産および婚前の財産が、各自の所有、共同所有または一部を各自の所有、一部を共同所有に属すると約定することができる。約定は書面形式を採用しなければならない。約定がない、または約定が不明確な場合は、本法第 1062 条、第 1063 条の規定を適用する。

②夫婦の婚姻関係存続期間に得た財産および婚前の財産についての約定は、双方に対して法的拘束力を有する。

③夫婦が婚姻関係存続期間に得た財産について各自の所有に属すると約定し、夫または妻の一方が対外的に負う債務について、相手方が当該約定を知っ

第 18 条 下に列挙する事由の一つがある場合は、夫婦の一方の財産とする。

- (一) 一方の婚前の財産
- (二) 一方が人身損害を受けたことによって得た賠償または補償
- (三) 遺言または贈与契約において一方のみに属すると確定された財産
- 四 一方が専用する生活用品
- 五 一方に属すべきその他の財産

【夫婦債務紛争解釈】第 1 条 夫婦双方が共同でサインして、または夫婦の一方が事後に追認する等の共同の意思表示によって負う債務は、夫婦の共同債務と認定しなければならない。

第 2 条 夫婦の一方が婚姻関係存続期間に、個人名義で家族の日常生活必要によって負う債務は、債権者が夫婦共同債務に属することを理由として権利を主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

第 3 条 夫婦の一方が婚姻関係存続期間に、個人名義で家族の日常生活の必要を超えて負う債務は、債権者が夫婦共同債務に属することを理由として権利を主張する場合、人民法院は支持しないが、但し、債権者が、当該債務が夫婦の共同生活、共同生産経営に用いられること、または夫婦双方の共同の意思表示に基づくものであることを証明できる場合は除く。

第 19 条 夫婦は、婚姻関係存続期間に得た財産および婚前の財産が、各自の所有、共同所有または一部を各自の所有、一部を共同所有に属すると約定することができる。約定は書面形式を採用しなければならない。約定がない、または約定が不明確な場合は、本法第 17 条、第 18 条の規定を適用する。

②夫婦の婚姻関係存続期間に得た財産および婚前の財産についての約定は、双方に対して拘束力を有する。

③夫婦が婚姻関係存続期間に得た財産について各自の所有に属すると約定した場合、夫か妻の一方が対外的に負う債務について、第三者が当該約定を

ていたときは、夫または妻の一方の個人財産で弁済する。

第 1066 条 婚姻関係存続期間に、下に列挙する事由の 1 つがある場合、夫婦の一方は人民法院に共同財産の分割を請求することができる。

(一) 一方が夫婦共同財産を隠匿、移転、売却、毀損、浪費する、または夫婦共同債務を捏造する等の夫婦共同財産の利益に著しい損害を与える行為

(二) 一方が法定扶養義務を負う者が重大な疾病を患い治療が必要でありながら、他方が関連する医療費用の支払いに同意しない

第 2 節 親子 [父母子女] 関係およびその他の近親族関係

第 1067 条 父母が扶養 [撫養] の義務を履行しない場合、未成年の子または自立して生活できない成年の子は、父母に扶養費 [撫養費] の給付を請求する権利を有する。

②成年の子が扶養 [贍養] 義務を履行しない場合、労働能力の乏しい、または生活が困難な父母は、成年の子に扶養費の給付を請求する権利を有する。

第 1068 条 父母は未成年の子を教育、保護する権利と義務を有する。未成年の子が他人に損害を与えた場合、父母は法により民事責任を負わなければならない。

第 1069 条 子は、父母の婚姻の権利を尊重しなければならない、父母の離婚、再婚および婚姻後の生活に干渉してはならない。子の父母への扶養義務は、父母の婚姻関係の変化によって終了しない。

第 1070 条 父母と子は、相互に遺産を相続する権利を有する。

知っていたときは、夫か妻の一方の所有する財産で弁済する。

【婚姻法解釈 (三)】第 4 条 婚姻関係存続期間に、夫婦の一方が共同財産の分割を請求した場合、人民法院は支持しないが、但し以下に列挙する重大な理由があり、かつ、債権者の利益に損害を与えないときは除く。

(一) 一方が夫婦共同財産を隠匿、移転、売却、毀損、浪費する、または夫婦共同債務を捏造する等の夫婦共同財産の利益に著しい損害を与える行為の場合

(二) 一方が法定扶養義務を負う者が重大な疾病を患い治療が必要でありながら、他方が関連する医療費用の支払いに同意しない場合

第 21 条 父母は、子について、扶養 [撫養]、教育の義務を負い、子は、親について、扶養 [贍養]、扶助の義務を負う。

②父母が扶養 [撫養] の義務を履行しないとき、未成年であるか自立して生活できない子は、父母に扶養費 [撫養費] の支払いを請求する権利を有する。

③子が扶養 [贍養] 義務を履行しないとき、労働能力が無しであるか生活が困難な父母は、子に扶養費の支払いを請求する権利を有する。

④嬰兒溺殺、嬰兒遺棄、その他嬰兒を害する行為を禁止する。

第 23 条 父母は未成年の子を保護および教育する権利と義務を有する。未成年の子が国家、集団または他人に損害を与えた場合、父母は民事責任を負う義務がある。

第 30 条 子は、父母の婚姻の権利を尊重しなければならない、父母の再婚および婚姻後の生活に干渉してはならない。子の父母への扶養義務は、父母の婚姻関係の変化によって終了しない。

第 24 条②父母と子は、相互に遺産を相続する権利を有する。

第 1071 条 非嫡出子〔非婚生子〕は嫡出子〔婚生子〕と同等の権利を有し、いかなる組織または個人も危害を加え、差別をしてはならない。

②非嫡出子を直接扶養しない実父または実母は、未成年の子または自立して生活できない成年の子の扶養費を負担しなければならない。

第 1072 条 継親〔継父母〕と継子の間で、虐待または差別をしてはならない。

②継父または継母とその扶養・教育を受ける継子との間の権利義務関係は、本法の親子関係に関する規定を適用する。

第 1073 条 親子関係に異議があり、かつ正当な理由がある場合、父または母は、人民法院に提えを提起して、親子関係の確認または否認を請求することができる。

②親子関係に異議があり、かつ正当な理由がある場合、成年の子は、人民法院に訴えを提起して、親子関係の確認を請求することができる。

第 1074 条 負担能力のある祖父母、外祖父母は、父母がすでに死亡した、または父母に扶養能力の無い未成年の孫、外孫について、扶養〔撫養〕義務がある。

②負担能力のある孫、外孫は、子がすでに死亡した、または子に扶養能力の無い祖父母、外祖父母について、扶養〔贍養〕義務がある。

第 1075 条 負担能力のある兄、姉は、父母がすでに死亡した、または父母に扶養〔撫養〕能力の無い未成年の弟、妹について、扶養〔扶養〕義務がある。

②兄、姉の扶養によって成長した負担能力のある弟、妹は、労働能力の乏しい、または生活の収入源の乏しい兄、姉について、扶養義務がある。

第 4 章 離婚

第 1076 条 夫婦双方が離婚を自ら望む場合、書面の離婚の協議書を締結しなければならず、かつ自ら婚姻登記機関へ赴き離婚登記を申請しなければならない。

第 25 条 非嫡出子〔非婚生子〕は嫡出子〔婚生子〕と同等の権利を有し、いかなる人も危害を加え、差別をしてはならない。

②非嫡出子を直接扶養しない実父または実母は、子が自立して生活できるまで、子の生活費および教育費を負担しなければならない。

第 27 条 継親〔継父母〕と継子の間で、虐待または差別をしてはならない。

②継父または継母とその扶養・教育を受ける継子との間の権利と義務は、本法の親子関係についての関連規定を適用する。

←新設

第 28 条 第 1074 条 負担能力のある祖父母、外祖父母は、父母がすでに死亡した、または父母に扶養能力の無い未成年の孫、外孫について、扶養〔撫養〕義務がある。負担能力のある孫、外孫は、子がすでに死亡した、または子に扶養能力の無い祖父母、外祖父母について、扶養〔贍養〕義務がある。

第 29 条 負担能力のある兄、姉は、父母がすでに死亡した、または父母に扶養〔撫養〕能力の無い未成年である弟、妹について、扶養〔扶養〕義務がある。兄、姉の扶養によって成長した負担能力のある弟、妹は、労働能力の乏しい、または生活の収入源の乏しい兄、姉について、扶養義務がある。

第 31 条 男女双方が離婚を自ら望む場合、離婚が認められる。双方は、婚姻登記機関に赴き離婚を申請する必要がある。婚姻登記機関は、双方が確かに自ら望み、かつ子および財産の問題についてすでに適切に処理されていることが調査により明

②離婚の協議書には、双方が離婚を自ら望むという意思表示および子の扶養、財産および債務の処理等の事項について、協議して一致した意見を明記しなければならない。

第 1077 条 婚姻登記機関が離婚登記の申請を受理した日から 30 日以内に、いずれか一方が離婚を望まなくなった場合は、婚姻登記機関に離婚登記の申請の撤回を求めることができる。

②前項に規定する期間の満了後 30 日以内に、双方は自ら婚姻登記機関へ赴き離婚証の交付を申請しなければならないが、申請しないときは、離婚登記の申請を撤回したものとみなす。

第 1078 条 婚姻登記機関が、双方が離婚を確かに自ら望み、かつ子の扶養、財産および債務の処理等の事項についてすでに協議して一致したことが調査により明らかである場合は、登記を行い、離婚証を交付する。

第 1079 条 夫婦の一方が離婚を求める場合、関係組織が調停を行う、または直接人民法院に離婚訴訟を提起することができる。

②人民法院が離婚事件を審理するとき、調停を行わなければならないが、もし感情がすでに破綻しており、調停の効果がないときは、離婚を認めなければならない。

③下に列挙する事由の 1 つがあつて、調停の効果がないときは、離婚を認めなければならない。

- (一) 重婚または他人と同棲している
- (二) 家庭内暴力を行った、または家族構成員を虐待、遺棄した
- (三) 賭博、麻薬使用等の悪習があり、何度教育しても改めない
- 四) 感情の不和により 2 年以上別居した
- (五) 夫婦の感情の破綻を引き起こすその他の事由

④一方が失踪宣告され、他方が離婚訴訟を提起したときは、離婚を認めなければならない。

~~明らかであるときに、離婚証を交付する。~~

←新設

第 31 条 男女双方が離婚を自ら望む場合、離婚が認められる。双方は、婚姻登記機関に赴き離婚を申請する必要がある。婚姻登記機関は、双方が確かに自ら望み、かつ子および財産の問題についてすでに適切に処理されていることが調査により明らかであるときに、離婚証を交付する。

第 32 条 男女の一方が離婚を求める場合、関係部門が調停を行う、または直接人民法院に離婚訴訟を打ち出すことができる。

②人民法院が離婚事件を審理するとき、調停を行わなければならないが、仮に感情がすでに破綻しており、調停の効果がないときは、離婚を認めなければならない。

③下に列挙する事由の 1 つがあつて、調停の効果がないときは、離婚を認めなければならない。

- (一) 重婚または有責配偶者が他人と同棲している場合
- (二) 家庭内暴力を行った、または家族構成員を虐待、遺棄した場合
- (三) 賭博、麻薬使用等の悪習があり、何度教育しても改めない場合
- 四) 感情の不和により 2 年以上別居した場合
- (五) 夫婦の感情の破綻を引き起こすその他の事由

④一方が失踪宣告され、他方が離婚訴訟を打ち出したときは、離婚を認めなければならない。

⑤ 人民法院の判決によって離婚を認められなかった後、双方がさらに1年以上別居して、一方が再度離婚訴訟を提起したときは、離婚を認めなければならない。

第1080条 離婚登記が完了した、または離婚の判決書、調停書の効力が生じたとき、婚姻関係は終了する。

第1081条 現役軍人の配偶者が離婚を求める場合は、軍人の同意を得なければならない、但し、軍人の側に重大な過失があるときを除く。

第1082条 女性の側の妊娠期間において、分娩後1年以内または妊娠中絶〔終止妊娠〕後6か月以内は、男性の側は離婚を打ち出すことはできないが、但し、女性の側が離婚を打ち出した、または男性の側からの離婚請求を受理する必要があるとあると人民法院が認めたときを除く。

第1083条 離婚後、男女双方が婚姻関係の回復を自ら望む場合は、婚姻登記機関へ赴き改めて婚姻登記をしなければならない。

第1084条 父母と子の間の関係は、父母の離婚によって終了しない。離婚後、子が父または母のいずれに直接扶養されるかにかかわらず、依然として父母双方の子である。

② 離婚後、父母は子について依然として扶養、教育、保護の権利を有し、義務を負う。

③ 離婚後、満2歳未満の子は、母が直接扶養することを原則とする。満2歳以上の子は、父母双方が扶養問題について協議が調わないとき、人民法院が双方の具体的状況に基づいて、未成年の子に最も有利という原則に照らして判決する。子が満8歳以上のときは、本人の真の意向を尊重しなければならない。

第1085条 離婚後、一方が子を直接扶養する場合、他の一方は一部または全部の扶養費を負担しなければならない。負担する費用の金額および期間の長さは、双方が協議するが、協議が調わないときは、人民法院が判決する。

② 前項の規定する協議書または判決は、子が必要な時に、協議書または判決で定められた金額を超える合理的な請求を父母のいずれの一方に打ち出すことを妨げない。

←新設

第33条 現役軍人の配偶者は、離婚を要求する場合、軍人の同意を必ず得るものとするが、但し軍人の側に重大な過失がある場合を除く。

第34条 女性の側の妊娠期間において、分娩後1年以内または妊娠中絶〔中止妊娠〕後6か月以内は、男性の側は離婚を打ち出すことはできない。女性の側が離婚を打ち出したとき、または男性の側からの離婚請求を受理する必要があると人民法院が認めたときは、この限りでない。

第35条 離婚後、男女双方が夫婦関係の回復を自ら望む場合は、必ず婚姻登記機関へ赴き復婚登記をするものとする。

第36条 父母と子の間の関係は、父母の離婚によって終了しない。離婚後、子が父または母のいずれに直接扶養されるかにかかわらず、依然として父母双方の子である。

② 離婚後、父母は子について依然として扶養と教育の権利を有し、義務を負う。

③ 離婚後、授乳期の子は、授乳する母親のもとで扶養されることを原則とする。授乳期後の子は、仮に双方が扶養の問題によって争いが生じ、協議が調わないときは、人民法院が子の権利利益と双方の具体的状況に基づいて判決する。

第37条 離婚後、一方が扶養する子について、他方は、必要な生活費および教育費の一部または全部を負担しなければならない、負担する費用の金額および期間の長さは、双方が協議するが、協議が調わないときは、人民法院が判決する。

② 子の生活費および教育費に関する協議または判決は、子が必要な時に、協議書または判決で定められた金額を超える合理的な請求を父母のいずれの一方に打ち出すことを妨げない。

第 1086 条 離婚後、子を直接扶養しない父または母は、子と面会交流をする権利を有し、他方は協力する義務を負う。

②面会交流権を行使する方式、時期は、当事者が協議するが、協議が調わない場合は、人民法院が判決する。

③父または母の面会交流が、子の心身の健康に不利であるときは、人民法院が法により面会交流を停止するが、停止事由の消滅後は、面会交流を回復しなければならない。

第 1087 条 離婚の際、夫婦の共有財産は、双方が協議して処理するが、協議が調わない場合は、人民法院が財産の具体的な状況に基づいて、子、女性側および無過失側の権利利益に配慮するという原則に照らして判決する。

②夫または妻が家族土地請負経営において有する権利利益等については、法により保護しなければならない。

第 1088 条 夫婦の一方が子の扶養、高齢者の世話、他方の仕事への協力等によって、比較的多くの義務を負担した場合、離婚時に他方へ補償を請求する権利を有し、他方は補償をなさなければならない。具体的な方法は、双方が協議するが、協議が調わないときは、人民法院が判決する。

第 1089 条 離婚の際、夫婦の共有債務は、共同で弁済しなければならない。共同財産では弁済に不足するまたは財産が各自の所有に属する場合は、双方が協議して弁済するが、協議が調わないときは、人民法院が判決する。

第 1090 条 離婚の際、もし一方の生活が困難であるならば、負担する能力を有する他方は、適切な援助をしなければならない。具体的な方法は、双方が協議するが、協議が調わない場合は、人民法院が判決する。

第 1091 条 下に列挙する事由の 1 つがあって、離婚に至った場合、過失の無い側は損害賠償を請求する権利を有する。

(一) 重婚

(二) 他人と同棲した

第 38 条 離婚後、子を直接扶養しない父または母は、子と面会交流をする権利を有し、他方は協力する義務を負う。

②面会交流権を行使する方式、時期は、当事者が協議するが、協議が調わないときは、人民法院が判決する。

③父または母の面会交流が、子の心身の健康に不利であるときは、人民法院が法により面会交流の権利を停止するが、停止事由の消滅後は、面会交流の権利を回復しなければならない。

第 39 条 離婚の際、夫婦の共有財産は、双方が協議して処理するが、協議が調わないときは、人民法院が財産の具体的な状況に基づいて、子および女性側の権利利益に配慮するという原則で判決する。

②夫または妻が家族土地請負経営において有する権利利益等は、法により保護しなければならない。

第 40 条 夫婦が書面により婚姻関係存続期間に得た財産は各自の所有に属すると約定している場合、一方が子の扶養、高齢者の世話、他方の仕事への協力等によって、比較的多くの義務に注力した場合、離婚時に他方へ補償を請求する権利を有し、他方は補償を与えなければならない。

第 41 条 離婚の際、夫婦の共同生活において負った債務は、共同で弁済しなければならない。共同財産では弁済に不足する場合は、または財産が各自の所有に属する場合は、双方が協議して弁済するが、協議が調わないときは、人民法院が判決する。

第 42 条 離婚の際、仮に一方の生活が困難であるならば、他方は、その住居等の個人財産の中から適切な援助をしなければならない。具体的な方法は、双方が協議するが、協議が調わないときは、人民法院が判決する。

第 46 条 下に列挙する事由の 1 つがあって、離婚に至った場合、過失の無い側は損害賠償を請求する権利を有する。

(一) 重婚の場合

(二) 有責配偶者が他人と同棲した場合

(三) 家庭内暴力をした

四) 家族構成員を虐待、遺棄した

五) その他の重大な過失がある

第 1092 条 夫婦の一方が夫婦共同財産を隠匿、移転、売却、毀損、浪費して、または夫婦共同債務を偽造して他方の財産の横領を企む場合、離婚の際に夫婦共同財産を分割するときは、当該の者について、少なくとも分与する、または分与しないことができる。離婚後、他方が上述の行為があったことを発見したときは、人民法院へ訴えを提起して、夫婦共同財産の再分割を請求することができる。

第 5 章 養子縁組

第 1 節 養子縁組の成立

第 1093 条 下に列挙する未成年者は、養子とすることができる。

(一) 父母を喪失した孤児

(二) 実父母が見つからない未成年者

(三) 実父母に特殊な困難があり、扶養できない子

第 1094 条 下に列挙する個人、組織は、養子を送り出す者となることができる。

(一) 孤児の監護人

(二) 児童福祉機構

(三) 特殊な困難があつて子を扶養する能力のない実父母

第 1095 条 未成年者の父母がいずれも完全な民事行為能力をそなえておらず、かつ当該未成年者に深刻な危害を与えるおそれがある場合、当該未成年者の監護人は、その未成年者を養子に出すことができる。

(三) 家庭内暴力をした場合

四) 家族構成員を虐待、遺棄した場合

第 47 条 離婚の際、一方が夫婦共同財産を隠匿、移転、売却、毀損して、または債務を偽造して他方の財産の横領を企む場合、夫婦共同財産を分割するときは、夫婦共同財産を隠匿、移転、売却、毀損した、または債務を偽造した一方について、少なくとも分与する、または分与しないことができる。離婚後、他方が上述の行為があったことを発見したときは、人民法院へ訴えを提起して、夫婦共同財産の再分割を請求することができる。

②人民法院は、前項の規定する民事訴訟を妨害する行為について、民事訴訟法の規定に照らして制裁を加える。

【養子】第 4 条 下に列挙する満 14 歳未満の未成年者は、養子とすることができる。

(一) 父母を亡くした孤児

(二) 実父母が見つからない棄児および児童

(三) 特に困難な事情があり実父母が扶養することのできない子

【養子】第 5 条 下に列挙する公民、組織は、養子を送り出す者となることができる。

(一) 孤児の監護人

(二) 社会福祉機構

(三) 特殊な困難があつて子を扶養する能力のない実父母

【養子】第 12 条 未成年者の父母がいずれも完全な民事行為能力をそなえていない場合、当該未成年者の監護人は、その未成年者を養子に出すことはできないが、但し父母が当該未成年者について重大な危害を与えるおそれがあるときは除く。

第 1096 条 監護人が孤児を養子に出す場合は、扶養義務を負う者の同意を得なければならない。扶養義務を負う者が養子に出すことに同意せず、監護人が監護の職責を引き続き履行することを望まないときは、本法第 1 編の規定に従い、監護人を別に確定しなければならない。

第 1097 条 実父母が子を養子に出す場合は、双方が共同で養子に出さなければならない。実父母の一方が不明、または見つからないときは、片方だけで養子に出すことができる。

第 1098 条 養親となる者は、下に列挙する要件をすべて満たしていなければならない。

- (一) 子がない、または 1 人しかいない
- (二) 養子となる者を扶養、教育および保護する能力を有する
- (三) 医学的見地から養子縁組すべきでない疾病を患っていない
- (四) 養子となる者の健やかな成長に不利となる違法な犯罪記録がない
- (五) 年齢が満 30 歳以上である

第 1099 条 3 代以内の傍系で同世代の血族の子を養子とする場合は、本法第 1093 条第 3 号、第 1094 条第 3 号および第 1102 条の規定の制限を受けない。

② 華僑が、3 代以内の傍系で同世代の血族の子を養子とするときは、本法第 1098 条第 1 号の規定の制限も受けない。

第 1100 条 子がない養親は、2 人の子を養子とすることができ、子のいる養親は、1 人の子のみを養子とすることができる。

② 孤児、障害のある未成年者または児童福祉機構が扶養する実父母の見つからない未成年者を養子とする場合は、前項および本法第 1098 条第 1 号の規定の制限を受けない。

第 1101 条 配偶者のある者が養子縁組をする場合は、夫婦が共同で養子縁組をしなければならない。

【養子】第 13 条 監護人が未成年の孤児を養子に出す場合、扶養義務を負う者の同意を必ず得るものとする。扶養義務を負う者が養子に出すことに同意せず、監護人が監護の職責を引き続き履行することを望まないときは、「中華人民共和国民法通則」の規定に従い監護人を変更しなければならない。

【養子】第 10 条① 実父母が子を養子に出す場合は、必ず双方が共同で養子に出すものとする。実父母の一方が不明、または見つからないときは、片方だけで養子に出すことができる。

【養子】第 6 条 養親となる者は、下に列挙する要件をすべて満たしていなければならない。

- (一) 子がない
- (二) 養子となる者を扶養教育する能力を有する
- (三) 医学的見地から養子縁組すべきでない疾病を患っていない
- (四) 年齢が満 30 歳以上である

【養子】第 7 条 3 代以内の同世代で傍系の血族の子を養子とする場合は、本法第 4 条第 3 号、第 5 条第 3 号、第 9 条および養子となる者が満 14 歳未満であることの制限を受けない。

② 華僑が、3 代以内の同輩で傍系の血族の子を養子とするときは、養親となる者に子がないことの制限も受けない。

【養子】第 8 条 養親となる者は、1 人の子のみを養子とすることができる。

② 孤児、障害のある児童または社会福祉機構が扶養する実父母の見つからない棄児または児童を養子とする場合は、養親となる者に子がないこと、および養子は 1 人の制限を受けない。

【養子】第 10 条② 配偶者のある者が養子縁組をする場合は、必ず夫婦が共同で養子縁組をするものとする。

第 1102 条 配偶者のない者が異性の子を養子とする場合は、養子となる者と養親となる者の年齢が満 40 歳以上離れていなければならない。

第 1103 条 継父または継母は、継子の実父母の同意を得て、継子を養子とすることができ、かつ本法第 1093 条第 3 号、第 1094 条第 3 号、第 1098 条および第 1100 条第 1 項の規定の制限を受けない。

第 1104 条 養親となる者の養子縁組と養子を出す者の養子の送り出しは、双方が自ら望むものでなければならない。満 8 歳以上の未成年者を養子とする場合は、養子となる者の同意を得なければならない。

第 1105 条 養子縁組は、県級以上の人民政府の民政部門へ登記しなければならない。養子縁組は登記の日に成立する。

② 実父母が見つからない未成年者を養子とする場合、登記を行う民政部門は、登記の前に公告しなければならない。

③ 養子縁組の当事者は、養子縁組の取決めの締結を望む場合、養子縁組の取決めに締結することができる。

④ 養子縁組の当事者それぞれまたは一方が養子縁組の公証を行うよう求める場合は、養子縁組の公証を行わなければならない。

⑤ 県級以上の人民政府の民政部門は、法により養子縁組の評価調査を行わなければならない。

第 1106 条 養子縁組の成立後、公安機関は国の関連規定に照らして養子のために戸籍登記を行わなければならない。

第 1107 条 孤児または実父母が扶養できない子は、実父母の親族、友人が扶養することができ、扶養者と被扶養者の関係には本章の規定を適用しない。

第 1108 条 配偶者の一方が死亡し、他方が未成年者の子を養子として送り出す場合は、死亡した一方の父母が優先的に撫養する権利を有する。

【養子】第 9 条 配偶者のない男が女を養子とする場合、養親となる者と養子となる者の年齢が満 40 歳以上離れていなければならない。

【養子】第 14 条 継父または継母は、継子の実父母の同意を得て、継子を養子とすることができ、かつ本法第 4 条第 3 号、第 5 条第 3 号、第 6 条ならびに養子となる者が 14 歳未満であること、および養子は 1 名の制限を受けない。

【養子】第 11 条 養親となる者の養子縁組と養子を出す者の養子の送り出しは、必ず双方が自ら望むものであるものとする。年齢が満 10 歳以上の未成年者を養子とする場合は、養子となる者の同意を得なければならない。

【養子】第 15 条 養子縁組は、県級以上の人民政府の民政部門へ登記しなければならない。養子縁組は登記の日に成立する。

② 実父母が見つからない棄児および児童を養子とする場合、登記を行う民政部門は、登記の前に公告しなければならない。

③ 養子縁組の当事者は、養子縁組の取決めの定立を望む場合、養子縁組の取決めに定立することができる。

④ 養子縁組の当事者それぞれまたは一方が養子縁組に関する公証を行うよう求める場合は、養子縁組の公証を行わなければならない。

【養子】第 16 条 養子縁組関係の成立後、公安部門は国の関連規定によって養子のために戸籍登記を行わなければならない。

【養子】第 17 条 孤児または実父母が扶養できない子は、実父母の親族、友人が扶養することができる。

② 扶養者と被扶養者の関係には養子縁組関係を適用しない。

【養子】第 18 条 配偶者の一方が死亡し、他方が未成年の子を養子に出す場合、死亡した一方の父母は、優先的に扶養する権利をもつ。

第 1109 条 外国人は、法により中華人民共和国において養子縁組をすることができる。

②外国人が中華人民共和国において養子縁組をする場合は、その所在国の主管機関の当該国の法律に従って審査し、同意を得ていなければならない。養親となる者は、その所在国の権限ある機関が発行したその者の年齢、婚姻、職業、財産、健康、過去の刑事処罰の有無等の状況に関する証明資料を提出しなければならず、かつ養子を送り出す者と書面の取決めを締結し、自ら省、自治区、直轄市の人民政府の民政部門で登記をしなければならない。

③前項で規定する証明資料は、養親となる者の所在国の外交機関または外交機関が授権した機構の認証を受けなければならないが、かつ当該国駐在の中華人民共和国大使館・領事館の認証を受けなければならないが、但し、国に別段の規定がある場合を除く。

第 1110 条 養親となる者、養子を出す者が養子縁組の秘密を守るよう求める場合は、その他の者は、その意向を尊重し、秘密を漏洩してはならない。

第 2 節 養子縁組の効力

第 1111 条 養子縁組の成立の日から、養父母と養子の間の権利義務関係には、本法の親子関係に関する規定を適用し、養子と養父母の近親族の間の権利義務関係には、本法の子と父母の近親族の関係に関する規定を適用する。

②養子と実父母およびその他の近親族の間の権利義務関係は、養子縁組の成立により終了する。

第 1112 条 養子は、養父または養母の氏を称する

【養子】第 21 条 外国人は、本法に照らすことにより中華人民共和国において養子縁組をすることができる。

②外国人が、中華人民共和国において養子をする場合には、その所在国の主管機関が当該国の法律に従って審査し、同意を得ていなければならない。養親となる者は、その所在国の権限ある機関が発行した養親となる者の年齢、婚姻、職業、財産、健康、過去の刑事処罰の有無等の状況に関する証明資料を提出しなければならず、当該証明資料は、その所在国の外交機関または外交機関から授権された機関の認証を受け、かつ当該国駐在の中華人民共和国大使館・領事館の認証を受けなければならない。当該養親となる者は、養子を出す者と書面の取決めを打ち立て、自ら省級の人民政府の民政部門で登記をしなければならない。

④養子縁組の当事者それぞれまたは一方が養子縁組の公証を行うよう求める場合は、國務院の司法行政部門が認定した涉外公証を行う資格のある公証機関で養子縁組の公証を行わなければならない。

【養子】第 22 条 養親となる者、養子を出す者が養子縁組の秘密を守るよう求める場合は、その他の者は、その意向を尊重し、秘密を漏洩してはならない。

第 26 条 国は、合法的な養子縁組関係を保護する。養父母と養子の間の権利と義務には、本法の親子関係についての関連規定を適用する。

②養子と実父母の間の権利と義務は、養親子関係の成立により消滅する。

【養子】第 23 条 養子縁組の成立の日から、養父母と養子の間の権利義務関係には、法律の親子関係に関する規定を適用し、養子と養父母の近親族の間の権利義務関係には、法律の子と父母の近親族の関係に関する規定を適用する。

②養子と実父母およびその他の近親族の間の権利義務関係は、養子縁組の成立により終了する。

【養子】第 24 条 養子は、養父または養母の姓を称

ことができるが、当事者が協議して一致することにより、従来の氏のまま留めることもできる。

第 1113 条 本法第 1 編で規定する民事法律行為の無効に関する事由がある、または本編の規定に反する養子縁組行為は、無効である。

②無効な養子縁組は、当初から法的拘束力を有しない。

第 3 節 養子縁組の解消

第 1114 条 養親は、養子が成年に達するまでは養子縁組を解消することができないが、但し、養親と養子を出した者の双方が協議して解消する場合を除く。養子が満 8 歳以上のときは、本人の同意を得なければならない。

②養親が扶養義務を履行せず、虐待、遺棄等の未成年の養子の合法的な権利利益を侵害する行為があった場合、養子を出した者は、養父母と養子の間の養子縁組の解消を求める権利を有する。養子を出した者、養親が養子縁組の解消の合意に至ることができないときは、人民法院に訴えを提起することができる。

第 1115 条 養父母と成人した養子の関係が悪化し、共同生活ができない場合は、養子縁組を合意して解消することができる。合意に至らないときは、人民法院に訴えを提起することができる。

第 1116 条 当事者が養子縁組を合意して解消する場合は、民政部門へ赴き養子縁組解消登記を行わなければならない。

第 1117 条 養子縁組の解消後、養子と養父母およびその他の近親族の間の権利義務関係は直ちに終了し、実父母およびその他の近親族と間の権利義務関係が自動的に回復する。但し、成年の養子と実父母およびその他の近親族の間の権利義務関係が回復するか否かについては、協議によって確定することができる。

第 1118 条 養子縁組の解消後、養親の扶養を経た成年の養子は、労働能力または生活の収入に乏しい養親について、生活費を給付しなければならない。養子が成年に達した後に、養父母を虐待、遺棄したことによって養子縁組を解消した場合、養父母は養子に養子縁組期間に支出した扶養費を補償するよう請求することができる。

することができるが、当事者が協議して一致することにより、従来の姓のまま留めることもできる。

【養子】第 25 条 「中華人民共和國民法通則」第 55 条および本法の規定に反する養子縁組行為は、法的効力が有しない。

②養子縁組行為が人民法院によって無効と確認された場合は、行為開始の時から法的効力を有しない。

【養子】第 26 条 養親は、養子が成年に達するまでは養子縁組を解消することができないが、但し養親と養子を出した者の双方が協議して解消する場合を除くものとし、養子の年齢が満 10 歳以上のときは、本人の同意を得なければならない。

②養親が扶養義務を履行せず、虐待、遺棄等の未成年の養子の合法的な権利利益を侵害する行為があった場合、養子を出した者は、養父母と養子の間の養子縁組の解消を求める権利を有する。養子を出した者、養親が養子縁組の解消の合意に至ることができないときは、人民法院に訴えを起すことができる。

【養子】第 27 条 養父母と成人した養子の関係が悪化し、共同生活ができない場合は、養子縁組を合意して解消することができる。合意に至らないときは、人民法院に訴えを起すことができる。

【養子】第 28 条 当事者が養子縁組を合意して解消する場合は、民政部門へ赴き養子縁組解消の登記を行わなければならない。

【養子】第 29 条 養子縁組の解消後、養子と養父母およびその他の近親族の間の権利義務関係は直ちに終了し、実父母およびその他の近親族と間の権利義務関係が自動的に回復するが、但し成年の養子と実父母およびその他の近親族の間の権利義務関係が回復するか否かについては、協議によって確定することができる。

【養子】第 30 条 養子縁組の解消後、養親の扶養を経た成年の養子は、労働能力または生活の収入に乏しい養親について、生活費を給付しなければならない。養子が成年に達した後に、養父母を虐待、遺棄したことによって養子縁組を解消した場合、養父母は養子に養子縁組期間に支出した生活費および教育費を補償するよう請求することができる。

②実父母が養子縁組の解消を求める場合、養親は実父母に養子縁組期間に支出した扶養費を適切に補償するよう請求することができるが、但し、養父母が養子を虐待、遺棄したことによって養子縁組を解消した場合を除く。

②実父母が養子縁組の解消を求める場合、養親は実父母に養子縁組期間に支出した生活費および教育費を適切に補償するよう請求することができるが、但し養父母が養子を虐待、遺棄したことによって養子縁組を解消した場合を除く。

* 本研究は JSPS 科研費 19K01252 の助成を受けた研究成果の一部である。

《注》

- (1) 新華社 HP「中国民法典誕生！」
[<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202005/1247ca1d376e47e9b02a3053dd438e2d.shtml>] (2022年6月22日最終アクセス)。
- (2) これらについての概略は、國谷知史 = 奥田進一 = 長友昭編『確認中国法用語 250』成文堂 2011年、60頁の「贍養」の項目(國谷知史執筆)を参照。
- (3) 日本語での文献では、宇田川幸則「中国民法典における離婚冷静期に関する一考察」名古屋大学法政論集 289号、2021年3月、趙杰「中国の「離婚冷静期」をめぐる議論についての考察」人間文化研究科年報 36号、2021年3月、國谷知史「中国の協議離婚冷静期について」日本不動産学会誌 35巻3号、2021年12月、鄭芙蓉「中国民法典の制定と離婚法の現状について——日本法との比較を中心に(1)」修道法学 44巻2号、2022年2月などがある。
- (4) 婚姻家族編を含む中国民法典の翻訳については、小田美佐子 = 朱擘「中華人民共和國民法典(1-2・完)」立命館法学(390・391)、412-477頁・436-507頁、2020年、胡光輝『中華人民共和國民法典 2021年1月施行 立法経緯・概要・邦訳』日本加除出版 2021年2月、孫海萍編著、方達法律事務所日本業務チーム著『新しい中国民法』商事法務、2021年2月、渠涛訳、道垣内弘人 = 田澤元章 = 宇田川幸則監修、大村敦志編集協力『中華人民共和國民法典 I 対照条文編』商事法務、2022年3月等がある。
- (5) 婚姻法の翻訳については、岡綾子訳「婚姻法」中国研究所編『中国年鑑 2002』創土社、2002年、鈴木賢 = 廣瀬眞弓訳「中華人民共和國婚姻法 邦訳」北大法学論集 53巻1号、2002年5月等がある。
- (6) 養子縁組法の翻訳については、宇田川幸則「中華人民共和國養子法の改正」關西大學法學論集 48巻5-6号、1999年、法令翻訳グループ訳「養子縁組法」中国研究所編『中国年鑑 1999』創土社、1999年、錢偉栄訳「中華人民共和國養子縁組法(仮訳)」高岡法科大学紀要 23号、2012年等がある。

(原稿受付 2022年6月22日)